

令和6年度の住民基本台帳の閲覧状況

市では、住民基本台帳法第11条に基づき、住民基本台帳情報の一部の閲覧を認めています。令和6年度の閲覧状況は下表のとおりです。

台帳を閲覧できるのは、国・地方公共団体からの公用請求や世論調査、地域住民の福祉向上活動などの公益性が高いと認められる請求のみです。

国・県からの請求

閲覧日	閲覧申請者	閲覧の目的	閲覧の対象
R6.9.10	秋田県	国民健康・栄養調査	神岡地域の男女
R6.11.13	千葉県	県税滞納処分	大曲地域の対象者

一般からの請求

閲覧日	閲覧申請者(組織)・代表者	閲覧の目的	閲覧の対象
R6.5.13	中央調査社・境克彦	国立公園に関する世論調査	太田地域の18歳以上の男女
R6.6.19	R・Tジョリサーチ・齋藤紀彰	雄物川上流自然再生事業アンケート調査	市内の20歳以上の男女
R6.6.20	中央調査社・境克彦	新聞およびWeb利用に関する総合調査	仙北地域の15歳以上の男女
R6.6.25	R・Tジョリサーチ・齋藤紀彰	雄物川上流自然再生事業アンケート調査	市内の20歳以上の男女
R6.7.5	新情報センター・山本恭久	ストレスと健康全国調査	大曲地域の20歳以上の男女
R6.10.4	日本リサーチセンター・杉原領治	孤独・孤立の実態把握のための全国調査	太田地域の16歳以上の男女
R6.10.30	中央調査社・境克彦	ゲーム依存・ネット依存の全国調査	太田地域の10歳以上の男女
R6.11.27	中央調査社・境克彦	アイヌに対する理解度に関する国民意識調査	中仙地域の18歳以上の男女
R6.12.11	新情報センター・山本恭久	外来語に関する意識調査	大曲地域の15歳以上の男女
R7.1.22	中央調査社・境克彦	宝くじに関する世論調査	大曲地域の18歳以上の男女
R7.2.18	日本リサーチセンター・杉原領治	生活意識に関するアンケート調査	大曲地域の20歳以上の男女

※閲覧用の住民基本台帳は、住所、氏名、性別、生年月日が記載され、コピーすることはできません。閲覧前には免許証などで閲覧者の本人確認を行うほか、閲覧者の名前と使用目的の公表が義務付けられています。